

おわりに

グリム兄弟による加筆に関しては、これまでさまざまな批判がなされてきた。彼らの書きかえは時代的な規範に捉われており、例えば、昔話の中の父権主義的傾向が強められ、性差別が助長されたという批判がなされている。グリム兄弟による加筆が彼らの生きた時代の制約を受けているという側面は、確かにあるだろう。そうした書きかえの例は、本論第Ⅰ部第2章で考察した通りである。それにもかかわらずグリムの『昔話集』には、非常にさまざまな話が収録されており、時代の要請に応えることがグリム兄弟の主眼だったとは思えないことも、第Ⅰ部第3章で考察してきた。

また、グリム兄弟は『昔話集』の序文の中で、「昔話を忠実に集めた」という主張をしたが、実際には昔話に手を加えたため、そうした態度も批判を浴びた。この批判は、グリム兄弟の謳う忠実さが今日の民俗学で行われているような厳密な収集方法からは逸脱しているという意味でなされているのだが、とするなら、グリム兄弟が目指していた忠実さとは、どのようなものだったのだろうか。

ヤーコプは昔話の忠実な再話という点について、アルニムとの書簡のやりとりの中で次のように語っている。

数学的な忠実さは無理でしょう。そしてどんなに純粋で、どんなに厳格な物語の中においてであれ、それは存在しえないのです。けれどもそれが問題ではないのです。というのもそれは外見上のものではなく、その忠実さが本物であることは、感じるものだからです。[...] 君が殻に白身を残すことなく卵を割ることが出来ないように、完全に適切に語ることなど出来はしません。[...] 私にとっての本当の忠実さは、このたとえで言うならば、卵の黄身を壊さないことです。[...] 他の人でも、我々自身でさえ、もう一度語るならば、その多くを違う言葉で語るでしょう。[...] けれども、核心部分には何も付け加えられていないし、変えられてもいないのです (Steig 1904 S. 255)。

では、グリム兄弟にとっての、「黄身」、「核心」とは何なのであろうか。それが何であるかについてはグリム兄弟は明言していないため、私たちは彼らの言葉、そして加筆の実態などから推察する他はないのである。

第Ⅱ部は、グリム兄弟が守ろうとしたその「核心」を探る試みであった。なぜなら、書きかえられることなく『昔話集』に採用されている話には、そうした「核心」に属するもの、すなわち壊してはならないとグリム兄弟が見なしたものがあると推察されるからである。そして第Ⅱ部において、グリム兄弟が昔話に付けた注釈や『神話学』の記述を考察した結果として、グリム兄弟がかなり具体的に昔話の中に「神話」を見出していたことが明らかになった。ここでは「神話」と一括りに言っているが、この場合ゲルマン神話に限定しているのではなく、既に言及したように、中世の叙事詩や民衆本、インド・ヨーロッパという共通の源が想定される域内に現れている伝承のつらなりも含めた意味で用いている。そうした広い射程で、グリム兄弟は昔話を捉えていたのである。ヤーコプが言う「黄身」、「核心」というのは、そういった広い射程での「神話」に近いと推察することが出来るだ

ろう。

第Ⅲ部では、そうした「昔話—神話観」を持って集められたグリム兄弟の昔話が、実際にはどのように他の(創作)昔話とは異なるのだろうか、ということ考察した。そもそもグリムの『昔話集』は、描写が増えて創作昔話に近づいたと言われるものの、実際にさまざまな(創作)昔話と比較してみた場合はどうなのか、ということが問題になるだろうからだ。

これまでの研究においても、ムゼーウスやアンデルセンとの比較や、「いばら姫」についてのバジール、ペローとの個別の比較はなされてきたものの、これも包括的な研究はこれまでほとんど行われて来なかったように思う。

実際にさまざまな創作昔話と比較してみると、グリム兄弟の昔話には、作家特有の描写欲はあまり感じられない。例えば、グリム兄弟は「理由づけ」の描写を改版の過程で増やしている。しかし創作昔話において見られるような、不思議な出来事を合理的(科学的)に説明(理由づけ)しようという傾向は、グリム兄弟には見られない。また全体的に見ても、グリムの昔話は、他の創作昔話ほどには描写は多くなく、創作昔話とは明らかに一線を画していることが分かる。だからこそ、民話とは呼べないものでありながら、グリム兄弟の昔話は、創作昔話からも区別をされ続けたのであった。そのためそれは、既述したように、民話(Volksmärchen)と創作昔話(Kunstmärchen)の両極の間で、「本になった昔話」(Buchmärchen)、「グリムというジャンル」(Gattung Grimm)という言葉を生み出しもした。第Ⅲ部の最後においては、グリム兄弟の昔話の中でしばしば話題となる「残酷さ」という観点からの比較も行った。グリム兄弟は残酷な罰が下される場合にも、罰を受ける者の苦しみや痛みを描写したり、恐怖心を煽るような描写はしていない。やはりここでも、創作昔話特有の描写欲は感じられないのだ。それゆえ、一概にその残酷さをあげつらうのではなく、グリム兄弟がそこに何を見ていたのか、ということ考察する必要があるだろう。グリム兄弟による言及を考察していくと、残酷に見える罰でさえも、神話や伝承とのつながりの中で捉えられていたことが分かる。実際にヤーコプの『ドイツ法故事誌』の刑罰の章には、『昔話集』の中で悪人に下されているいくつかの罰を参照するようにとの指示がなされている。こうしたことから、グリム兄弟が昔話の中に古代の刑罰の名残りさえも見出していたことが分かるのである。

本論ではグリム兄弟による加筆を端緒として、主にグリムの『昔話集』と「神話」とのつながりを考察したが、今後は『ドイツ法故事誌』などからもさらに考察を進めることが出来るだろう。そのためにも、今回集めた加筆例を別冊資料としてまとめておいた。

「グリムというジャンル」の独自性はヨレスの定義をも越えて、再考されていい。グリム兄弟は多岐にわたる研究を行っていたが、それらはみな互いに関連し合うものと考えていたため、グリム兄弟の包括的な研究全般を視野に入れるような研究によって、『昔話集』の新たな一面が明らかとなる可能性があるからだ。これまでの『昔話集』の研究は日本においても世界的な視野においても、もっぱら昔話の範疇だけでなされてきた。本論文が、そういった広い射程の中にグリム『昔話集』を置きなおし、その独自の位置と意義へのさらなる新たな研究への布石となれば幸いである。